

## 平成25年度関東女子倶楽部対抗新潟会場予選 組合わせ及びスタート時間表

(参加者 15倶楽部 ・ 75名)

期日：6月12日(水)

場所：十日町カントリークラブ つつじ・信濃コース

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	徳島 妙子	新発田城	藤枝 智香子	笹神五頭	吉田 恭子	石地シーサイド		
2	8:09	高木 佳代	米山水源	横山 イツ子	妙高	井上 則子	十日町	仲丸 きよ枝	越後
3	8:18	高井 文子	新発田城	南須原 木美子	石地シーサイド	伊藤 美砂子	湯田上	福井 春子	柏崎
4	8:27	寺島 浩子	紫雲	西澤 真由美	松ヶ峯	松木 麻子	中条	北條 園恵	米山水源
5	8:36	滝沢 美津枝	松ヶ峯	小林 郷子	柏崎	高橋 恵美子	十日町	松原 美奈子	新津
6	8:45	高田 道恵	長岡	白石 三枝	中条	中山 慶子	紫雲	小林 和子	妙高
7	8:54	白川 加代子	妙高	本間 友里恵	新津	渡部 修子	笹神五頭	梨本 祐子	紫雲
8	9:03	岡部 寿美子	越後	和田 綾子	小千谷	大嶺 洋子	松ヶ峯	水科 裕子	米山水源
9	9:12	馬場 温子	笹神五頭	小林 博子	柏崎	和田 栄美子	中条	富田 優子	石地シーサイド
10	9:21	三寺 文子	長岡	稲田 澄子	湯田上	関谷 敏子	十日町	杉田 洋子	小千谷

10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
11	8:00	廣辺 千尋	松ヶ峯	五十嵐 真里子	湯田上	田村 幸子	紫雲	小野 キヨミ	柏崎
12	8:09	石川 房子	中条	山本 睦子	新津	相崎 博美	長岡	岡元 雅子	小千谷
13	8:18	岡 久仁子	妙高	玉田 美恵子	越後	近藤 明子	新津	内山 啓子	小千谷
14	8:27	清野 泉	十日町	中山 敬子	笹神五頭	佐藤 寿子	長岡	清水 修子	新発田城
15	8:36	戸枝 亜紀子	笹神五頭	川端 キク江	湯田上	山本 加代子	米山水源	印牧 桂子	越後
16	8:45	渡部 佐苗	石地シーサイド	青木 祥子	小千谷	中村 富貴子	新発田城	藤田 明美	湯田上
17	8:54	米山 久子	十日町	滝沢 一子	長岡	前澤 エミ	石地シーサイド	木村 佑子	柏崎
18	9:03	加藤 冴利	中条	石井 久美子	新発田城	藤崎 景子	紫雲	井上 尋世	越後
19	9:12	小池 栄子	米山水源	平野 まり子	新津	西條 咲子	松ヶ峯	中川 高子	妙高

競技委員長 澁谷 知里

## 平成 25 年度 関東女子倶楽部対抗新潟会場予選

開催日 : 6月 12 日(火)

開催コース : 十日町カントリークラブ つつじ・信濃コース

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこの競技の条件・ローカルルールを適用する。  
本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。  
ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、本競技の条件とローカルルールの違反の罰は、2 打とする。

### 競技の条件

#### 1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

#### 2. 使用球の規格(ゴルフ規則 175 ページ参照)

『公認球リストの条件・規則付 I (c)1b』

#### 3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I (c)1a』(ゴルフ規則 174 ページ参照)

#### 4. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

#### 5. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

#### 6. ホールとホールの間での練習禁止(規則 7-2 注 2)

『規則付 I(c)5b』(ゴルフ規則 179 ページ参照)

#### 7. プレーの中断と再開

- (1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b,c,d に従って処置すること。
- (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格とする。この条件の違反の罰は競技失格(規則 6-8b 注)
- (3) プレーの中断と再開の合図について  
通常のプレー中断 : 競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。  
険悪な気象状況による即時中断 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。  
プレーの再開 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

#### 8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

## ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)  
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地(規則 25-1)  
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。ただし、次のものを含むスルーザグリーン芝草を短く刈ってある区域(規則 25-2 参照)にある距離計測のための黄色いペイント。ただし、そのペイントがプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がそのペイントの上にあるか、触れている場合、またはそのペイントが意図するスイング区域の障害となる場合のみ、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。
3. ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)  
ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 動かさない障害物(規則 24-2)
  - a. 排水溝
  - b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
  - c. 黄赤の縞杭(本競技には適用しない)
5. コースと不可分の部分  
樹木に巻きつけたり、密着させてあるもの
6. プレー禁止の修理地  
コース内の花壇はプレー禁止の修理地とする。
7. 防球ネット  
コース内の防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則 24-2b(i)により処置するときは、その障害物の中や下を通さずに救済のニヤレストポイント決めなければならない。

### 注意事項

1. 競技の条件 4 項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
3. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 200 球を限度とする。

競技委員長 澁谷知里

### 距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	363	471	328	320	129	337	153	325	482	2908
Par	4	5	4	4	3	4	3	4	5	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
339	352	496	121	304	329	138	493	301	2873	5781
4	4	5	3	4	4	3	5	4	36	72